

財務省第11入札等監視委員会

平成29年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成29年12月11日(月) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 岡林 正文 (公認会計士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授)	
審議対象期間	平成29年7月1日(土)～平成29年9月30日(土)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名:平成29年度楠上住宅ほか施設改修設計業務 契約相手方:株式会社総合設計 (法人番号 4260001003798) 契約金額:2,808,000円 契約締結日:平成29年7月14日 担当部局:四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名:平成29年分給与所得の源泉徴収票等の作成 契約相手方:東洋印刷株式会社(法人番号3130001021789) 契約金額:4,833,496円 契約締結日:平成29年8月18日 担当部局:高松国税局 契約件名:平成29年度下期高松サポート合同庁舎警備業務委託契約 契約相手方:日本管財株式会社(法人番号 9140001069797) 契約金額:38,637,000円 契約締結日:平成29年9月29日 担当部局:四国財務局
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名:平成29年分確定申告期における徳島税務署の確定申告会場借上げ 契約相手方:一般財団法人徳島県観光協会 (法人番号 3480005000234) 契約金額:2,327,170円 契約締結日:平成29年8月28日 担当部局:高松国税局
応札(応募)業者数1者関連	2件	※競争入札(物品役務等)の「平成29年度下期高松サポート合同庁舎警備業務委託契約」及び随意契約(物品役務等)の「平成29年分確定申告期における徳島税務署の確定申告会場借上げ」に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><b>【案件1】</b>  「平成29年分確定申告期における徳島税務署の確定申告会場借上げ」  契約相手方：一般財団法人徳島県観光協会  (法人番号 3480005000234)  契約金額：2,327,170円  契約締結日：平成29年8月28日  担当部局：高松国税局</p> <p>仕様書の借上げ会場の立地条件である徳島税務署から半径3km以内については、何らかの距離基準はあるのか。</p> <p>平成16年から継続して署外会場として使っているとのことだが、当初から同条件か。</p> <p>この署外会場には車で行くのには便利だが、それ以外の方法では行きにくい。  確定申告期間中は徳島税務署で申告書の受付や相談はしていないのか。</p> <p><b>【案件2】</b>  「平成29年度楠上住宅ほか施設改修設計業務」  契約相手方：株式会社総合設計  (法人番号 4260001003798)  契約金額：2,808,000円  契約締結日：平成29年7月14日  担当部局：四国財務局</p> <p>最低入札価格だけでその事案に適した工物品質を確保できる最良の設計事務所が選定できるのか。他に何か方法はあるのか。</p> <p>設計を受注した業者は、その工事についても受注しているのか。</p>	<p>距離に関する基準として、署外申告会場への職員の移動時間や、提出された申告書の持ち帰り時のリスク等を勘案し、車で10分程度で移動可能な半径3km以内としている。</p> <p>当初から同条件となっている。</p> <p>徳島税務署では申告書の受理はしているが、申告相談は、基本的に署外会場で行っている。  徳島税務署と署外会場の状況を総合勘案した上で、車でのアクセスが良い署外会場で、確定申告の対応を行っている。</p> <p>企画競争等の方法もあるが、この案件のような改修設計については最低入札価格にて落札者を決定している。基本設計の段階で設計事務所と当局の担当者が工事内容について詳細に協議することで、工物品質を確保できる図面が作成できていると考えている。</p> <p>設計と工事施工は別の業者が行なっている。この案件のような工事規模では設計・施工両方ができる大手ゼネコンは対象とならない。設計は設計事務所など専門業者が行い、施工業者はその設計図面により入札し工事を受注する。</p>

【案件3】

「平成29年分給与所得の源泉徴収票等の作成」

契約相手方：東洋印刷株式会社  
(法人番号3130001021789)

契約金額：4,833,496円  
契約締結日：平成29年8月18日  
担当部局：高松国税局

今回の様に契約業者が京都の業者であれば、国税局単位での調達より広い範囲（中四国、西日本、日本全体）で調達した方が、コスト削減できるのではないかと。

入札書に、初歩的な計算誤りで無効となっているものがあるが、このような例は他にもあるのか。

落札業者は固定されているのか。

【案件4】

「平成29年度下期高松サポート合同庁舎警備業務委託契約」

契約相手方：日本管財株式会社  
(法人番号 9140001069797)

契約金額：38,637,000円  
契約締結日：平成29年9月29日  
担当部局：四国財務局

一者応札となった理由は何か。

通常警備業務と違う特殊な仕様になっていたということはないか。

年度途中で四国地方整備局から四国財務局に管理が代わったとのことであるが、上期の契約は四国地方整備局が行っており、その契約は9月までのものとなっていたのか。

源泉徴収票等は、全国同サイズで、最後のページの裏面以外の表記は同じ内容になるが、高松国税局管内の市町村との共同調達案件であることから、市町村との分担金等の調整の必要があるため、各国税局単位で行っている。

しかしながら、ご意見いただいたことについては、今後の調達において、検討する。

入札の際は、事前に業者に対して注意喚起を行っているが、年に数件ある。

固定されていない。平成28、29年は同業者だが過去は異なるので競争性は図られていると認識している。

応札業者の他に全国規模の業者2者が入札説明書を取りに来ていたが、15名から20名と見積もった必要人員が全国的な人手不足もあって、他支店等から融通できなかったため見送ることとしたとのこと。

一般的な巡回などの庁舎の警備や駐車場管理、受付となっており、仕様が特殊であるとの認識はない。入札説明書を取りに来た業者からもそのような話はなかった。

財務局が入居すれば管理官署になることが決められているので、平成29年9月末に南館が竣工するという目途がたった時点で、整備局等と調整を行い、他の契約も含めて9月までは整備局で契約を行い、10月からは財務局が南館分を含めた全体の契約を行うという調整を平成29年度の入札前までに行っていた。

